

取 扱 基 準

名 称	新潟市令和6年能登半島地震により被災した 農地・農業用施設災害復旧事業費補助金
補助区分	運営費補助□ 事業費補助■
補助金の概要	令和6年能登半島地震により被災を受けた農地及び農業用施設の復旧工事に係る費用を支援する。
目 標	数値化□ 非数値化■
	早期復旧を行い、農業生産活動の維持と農業経営の安定を図る。 <目標が数値でない場合の評価方法> 農業団体からの聞き取りで災害復旧への貢献を確認する。
補助事業者	① 土地改良区（連合） ② 農業協同組合（連合） ③ 農家組合、水利組合及び共同施行者
補助対象経費の 内 容	被災所在地が市内にあるもので、暫定法及び激甚法による補助を受けて農地及び農業用施設を復旧する農地及び農業用施設の復旧にかかる1箇所の仕事費が40万円以上のもの
補助額 及びその算定方法 又は補助率	工事費のうち、国補助額を控除した額の10/10 <補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由> 農地・農業用施設の被害は、一般社会生活の安定にまで影響する一方、復旧費用は莫大で、農業関係者のみで復旧させることは困難であるため。
開始時期	令和6年3月27日
評価の時期	令和7年9月30日
終 期	令和8年3月31日
	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表	〔内容〕 補助事業者が新潟市からの補助を受けている旨
	〔媒体〕 ホームページ、会報等
担当部署	農林水産部 農村整備・水産振興課 農村計画担当 電 話 025-226-1828 (直通) e-mail noson@city.niigata.lg.jp